北杜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第１号)

令和４年３月３日

北杜市（商工・食農課）が行った令和３年７月２７日付け北杜商食第４７２号による非開示決定に関する処分に対する審査請求に関する答申について

第１　審査請求の対象とされた情報

令和３年１月２８日付、山梨行政監視行政相談センター関東山第４号の同年２月１５日までの回答に対し、同年３月に作成した回答書及び起案書

第２　審査会の結論

北杜市（以下「実施機関」という。）が行った本件文書の開示請求に係る北杜市情報公開条例第９条第２項の規定により、非開示とした決定は妥当である。

第３　審査請求及び当審査会の経緯

（１）　令和３年７月１３日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件文書について北杜市情報公開条例（平成１６年北杜市条例第１２号。以下「情報公開条例」という。）第４条第１項の規定に基づき実施機関に対し、公文書の開示請求を行った。

（２）　令和３年７月２７日付け北杜商食第４７２号により、実施機関は、情報公開条例第９条第２項の規定に基づき非開示決定通知書により請求人に通知した。

（３）　令和３年８月２３日、請求人は、本件非開示決定に不服があるとして、行政不服審査法第１９条に基づき、実施機関へ異議申立書（以下「審査請求書」という。）を提出した。

（４）　令和３年１０月２１日付けで実施機関は審査請求に対する弁明書を請求人に提出した。

（５）　令和３年１１月２５日付け北杜商食第９２６号により、実施機関は、情報公開条例第１６条の規定に基づき、当審査会に対し、諮問書を提出した。

（６）　令和３年１２月２２日、北杜市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、口頭意見陳述を実施した。なお、請求人からは口頭意見陳述の申立てがされなかったため、実施機関のみが口頭意見陳述を行った。

（７）　令和４年２月１６日、北杜市情報公開・個人情報保護審査会を開催した。

第４　審査請求の趣旨

令和３年７月１３日付けで開示請求した公文書の非開示決定通知書の撤回と即時開示の要求

第５　両者の主張

（１）　請求人の主張要旨

ア　当該公文書は、令和３年３月に作成した起案書並びに文書（回答書）であり、持回りにより産業観光部長の決裁を受けている。

イ　食育・地産地消担当の現担当者が、前任者に確認し、文書が保管されていることから文書ファイルを確認すれば事実が判明する。

ウ　したがって、非開示決定通知書の撤回と即時開示を求める。

（２）　実施機関（処分庁）の主張要旨

ア　請求人による請求された文書は、作成した月を「３月」と指定している。

イ　北杜市からは、総務省関東管区行政評価局地域総括評価官宛に令和３年４月９日付け北杜商食第１０号にて発出したものが全てである。

ウ　なお、請求人より令和３年６月２３日付け「道の駅白州の山梨県行政監視センターへの回答に係る全ての書類、起案書並びに回答書」の開示請求があり、同年７月２日付け北杜商食第３９９号により起案書の印影部分を非開示とした一部開示決定処分により、令和３年４月９日付け北杜商食第１０号に係る起案書及び回答書を開示している。

エ　決裁の途中において、廃案となったものは公文書として成立していない。

オ　したがって、当該公文書は存在せず、保有していないことから、非開示決定処分は情報公開条例に基づいた適正なものであり、違法又は不当な行為ではないため、本審査請求に理由がない。

第６　審査会の判断

（１）　請求対象の公文書について

令和３年１月２８日付、山梨行政監視行政相談センター関東山第４号の同年２月１５日までの回答に対し、同年３月に作成した回答書及び起案書である。

（２）　非開示決定の妥当性について

情報公開条例は、公文書について開示を原則としているが、情報公開条例第９条第２項本文において「開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有しないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定され、公文書を保有しないときは、開示しない旨を決定し、非開示決定を通知しなければならないことを定めたものである。

請求人の主張は、北杜市文書管理規程（平成１６年北杜市訓令第５号。以下「文書管理規程」という。）第２４条、（重要文書の持回り）「急を要する文書は、事務担当者自ら持回りしてこれを行うことができる。」の規定に基づき、産業観光部長の決裁（押印）を受けていること、同年７月１９日、食育・地産地消担当の現

担当者が前任者に確認し、文書が保管されていることから、文書管理規程第３５条、(文書の整理及び保管)「文書分類表のファイル名ごとに、文書ファイル又は、バインダー（以下「文書ファイル等」という。）を使用して行うものとする。」との規定に基づく文書管理であったことは疑う余地もないとの説明であるが、決裁とは、北杜市事務決裁規程（平成１６年北杜市訓令第４号）第２条第１号によると「市長又は専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が、その権限の属する事務処理に関し、最終的に意思決定を行うことをいう。」とされており、通常、決裁責任者が押印することで、当該起案書の内容が決定されると解される。

本件の場合は、実施機関の説明によると、北杜市事務決裁規程において市長決裁となる案件であり、決裁途中である産業観光部長の承認印が押されたとしても未だ最終的な意思決定に至っていないと解される。

また、実施機関からの口頭意見陳述における回答では、３月に回答案を起案したものの副市長に承認されず、市長の決裁前に廃案となり事案の決定に至らなかったことから、情報公開条例第２条第２項に規定される公文書には該当しないと解される。

実施機関の主張によると、令和３年４月７日に商工・食農課の現担当者が「行政相談に関する回答について」を件名として起案し、同年４月９日に市長決裁を経て、同年４月９日付け北杜商食第１０号「行政相談に関する御回答について」を総務省関東管区行政評価局地域総括評価官宛に提出しており、これ以外に北杜市から総務省関東管区行政評価局地域総括評価官宛に発出した文書は存在しないとの説明には、不自然・不合理な点は認められず、他に総務省関東管区行政評価局地域総括評価官宛に発出した文書の存在を窺わせる具体的な事情も認められない。

（３）　原処分の非開示理由が適切であったかどうかについて

「公文書」とは、情報公開条例第２条第２項により「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とされている。

このうち、「組織的に用いる」とは、東京高裁判決（平成１９年２月１４日判決・行政文書不開示決定取消請求控訴事件）において、「その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質に備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において業務上必要なものとして、利用され、又は保存されている状態のものを意味すると解するのが相当である」と判断されている。

よって、本件においては、審査請求人が求めている文書は公文書になっていな

いことから、文書を公開することは、情報公開条例において予定されておらず、実施機関が保有する４月に起案を行い総務省関東管区行政評価局地域総括評価官宛に発出した公文書のみが情報公開できる公文書となる。

したがって、原処分の「開示請求に係る公文書を保有しないため」との非開示理由は適切であったと判断する。

第７　結論

以上のとおりであるから、「第２　審査会の結論」のとおり判断する。